

瀬戸内市シティプロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

瀬戸内市シティプロモーション業務

2. 業務目的

本市におけるシティプロモーション業務は、「第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略」において、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図り、ひいては移住・定住する人が増えることを目指しており、そのために、魅力ある様々な地域資源等を広く市内外にPRすることで、まちの認知度・好感度・価値の向上を促進し、持続可能なまちづくりの推進に取り組むこととしている。

以上を踏まえて、本業務では市内だけに留まらず市外での人的ネットワークを構築し、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」をキャッチコピーとして、SNS等を活用した効果的な情報発信、関係人口拡大のためのプラットフォームの運用などにより、瀬戸内市のファンを獲得するとともに、その関係を継続することを目的とする。

3. 委託期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 業務委託履行場所

受注者の事業所及び瀬戸内市内

5. 業務内容

(1) 瀬戸内市のファン組織「せとうちファンクラブ」の運営・管理

現在運用中の瀬戸内市のファン組織「せとうちファンクラブ（令和5年度末会員数：2,503人）」について、ファンクラブの管理・運営及び、会員特典の付与や会員限定企画の運用などによる会員数の拡大を行う。主な業務内容は以下のとおりとする。

- ① 会員管理及び入退会処理
- ② 会員証・会員名刺の作成及び発送
- ③ 特典加盟店舗の拡充及び利用促進
- ④ 会員対象キャンペーン企画（特産品が当選するキャンペーン等）の実施（5回程度）
- ⑤ 会員へのメルマガ発信（毎月下旬頃）
- ⑥ 会員対象アンケートの実施及び回答促進（Webフォームを作成し、メルマガ等によりファンクラブ会員へ周知する。回答結果はとりまとめた上、市へ提出すること。）

(2) 瀬戸内市の認知度向上を図るためのPR業務

- ① 魅力ある地域資源及び本市の取り組み等について広く市内外に情報発信が行うため、せとうちファンクラブのWebサイト（<https://setouchi-fc.com/>）の保守・点検及び月1回以上

の記事作成を行うこと。委託料にはサーバ利用料（年間50,000円）及びドメイン使用・管理料（年間5,000円）を含めること。

- ② せとうちファンクラブの SNS (X、Facebook、Instagram) などの情報発信ツールを活用して、効果的な情報発信とネットワークの充実を図る。情報発信においては、地域の情報発信に強みを持つインフルエンサー等の起用を検討する。なお、SNS における情報発信は月5回以上行うこと。

せとうちファンクラブ X (https://twitter.com/setouchi_fc)

せとうちファンクラブ Instagram (https://www.instagram.com/setouchi_fc/)

せとうちファンクラブ Facebook (<https://www.facebook.com/setouchifc>)

- ③ 瀬戸内市の情報誌を令和6年11月上旬、令和7年1月下旬の2回作成する。ページ校正はA4サイズ両面カラー8ページ程度を想定。作成にあたって取材・撮影等も実施する。紙媒体では窓口用に100部印刷し、瀬戸内市へ納品すること。なお、オンラインでも閲覧できるようデータ版も提出し、せとうちファンクラブ Web サイトにも掲載すること。
- ④ 令和6年11月上旬の情報誌の発行通知（はがきサイズ、両面カラー、厚さ180kg以上）を令和6年11月中旬に作成し、25,000部送付する。はがきの裏面には本市をPRするような写真や画像等を使用したデザインを起用し、表面には宛名のほかに情報誌を掲載している Web サイトへ誘導する二次元バーコード（アクセス解析ができるよう設定）等を掲載すること。なお、送付者リストは市から提供する。
- ⑤ 日本国内のファンクラブ会員が気軽に交流することができるオンラインイベント（各回30分～1時間。最低20人以上の参加者を想定。）を3回程度開催する。内容としては、瀬戸内市で実施するイベントの配信や特産品の紹介等の時間を設けるとともに、参加者へ事前に特産品の試食を送付するなど、参加促進の取組を検討すること。また、本市のPR大使の馬場桜佑氏との連携を検討すること。
- ⑥ 日本国内での情報発信力が高いインフルエンサー2名（Instagram のフォロワー数が50,000人以上であること。旅行等の分野が得意であること。）を本市へ招聘し、1泊2日程度の観光体験を実施させるとともに、本市への旅行を促すような情報を Instagram で効果的に投稿すること。

(3) その他

せとうちファンクラブの会員数の拡充及び本市の認知度向上を図るために効果的な手法があれば提案し、実施すること。経費は全て委託料に含むものとする。

6. 業務目標設定等

- (1) 5. 業務内容(1)のせとうちファンクラブの会員数について、前年度末から20%増加(約3,000人)を目指す。

7. 業務委託予算額

業務委託に係る予算額は、9,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

※委託業務の実施に必要な実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

8. 事業成果報告

事業実施に係る成果報告は、次のとおりとする。

- (1) 月間報告書一式（1か月分を翌月15日までに提出すること。）
- (2) その他資料一式（その都度提出すること。）

9. 業務に係る注意事項

(1) 協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを、契約期間中にオンライン等により月1回以上行うものとする。なお、契約締結後ただちに1回目の打ち合わせを行い、その他の打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。受注者は打ち合わせごとに協議記録を市へ提出すること。

(2) 守秘義務

- ① 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

(3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

(4) 権利関係

- ① 本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等）の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

(5) 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で年間計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
 - ① 5. 業務内容(1)④ 会員特定キャンペーンの実施＝告知1か月前に詳細な企画書、予算案を提出。
 - ② 5. 業務内容(1)⑤ 会員へのメルマガ発信＝発信日10日前に原稿案を提出。
 - ③ 5. 業務内容(1)⑥ イベントの開催＝開催2か月前に詳細な企画書、予算案、開催までの予定表を提出。
 - ④ 5. 業務内容(2)③ 情報誌の発行：発行日3か月前に校正案、発行までの予定表を提出。
- (4) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (5) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (6) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) 本業務は単年度では成果が得られにくいことから、履行状況が良好であり一定の評価基準を満たしていた場合、3年間の範囲内で地方自治法施行令第167条の2各号により随意契約し継続することがある。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。